

船舶インシデント調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年11月14日 08時00分ごろ
発生場所	青森県深浦町 ^{へなし} 鱸作埼西方沖 鱸作埼灯台から真方位276° 142.8海里付近 (概位 北緯40°50.0′ 東経136°45.0′)
インシデントの概要	漁船第八十三 ^{げんえい} 源榮丸は、航行中、主機の運転ができなくなって運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年8月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十三源榮丸、184トン
船舶番号、船舶所有者等	140258、株式会社ヤマツ谷地商店
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、鱸作埼西方沖を航行中、主機減速機が、潤滑油圧力低下の警報を発した後、作動不能となり、主機の使用ができなくなったので、僚船に^い航されて青森県八戸市八戸港に入港した。</p> <p>本船は、八戸港入港後、機関修理業者により主機減速機の開放点検が行われ、潤滑油冷却器の管板からの漏油、潤滑油ポンプの吸入側ストレーナの目詰まり、摩擦プレート及びスチールプレートの変色及び変形、変形した摩擦プレートのクラッチの歯車への^{かみ}噛込み、Vリング及びOリングの硬化、折損等が認められた。</p>
分析	本船は、主機減速機の潤滑油冷却器から漏油し、潤滑油の供給量が減少した状態で主機減速機の運転が続けられたことから、摩擦プレートが変形してクラッチの歯車に噛み込んで作動不能となり、主機の運転ができなくなって運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機減速機の潤滑油冷却器から漏油し、潤滑油の供給量が減少した状態で主機減速機の運転が続けられたため、摩擦プレートが変形してクラッチの歯車に噛み込んで作動不能となり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・ 機関室の見回りを励行し、不良箇所は適切に措置を行うこと。
--	--------------------------------